

企業の危機対応と弁護士の活用

平成 26 年 12 月 16 日

きっかわ法律事務所

弁護士 田 中 宏

1. 端緒の把握

- ・ エスカレーション・プログラム
- ・ エスカレーション・プログラムを有効に機能させるためには

2. 初動調査

- ・ 危機管理組織の設置
- ・ 経営トップからの訓示
- ・ 関係者への説明
- ・ 収集証拠の一括管理
- ・ 事案の分析
- ・ 未発覚の他の事案、過去の同種事案の調査

3. 公表

(1) 公表の要否・時期

- ・ 対応のポイント
- ・ 判断要素

(2) 公表方法

(3) 社内体制

- ・ 窓口の統一
- ・ 基本姿勢の確認・共有

(4) 想定問答

- ・ 対応のポイント
- ・ 想定問答

(5) 記者会見

- ・ 記者への対応

- ・ 謝罪の趣旨
- ・ 会場の設営
- ・ 弁護士の同席

4. ステークホルダーへの対応

- (1) 優先順位
- (2) 被害者・遺族
- (3) 行政当局等
- (4) 社員・取引先
- (5) 顧客・消費者
- (6) 株主・投資家・金融商品取引所

5. 原因究明と再発防止

- (1) 原因究明
- (2) 再発防止
- (3) 関係者の処分
- (4) 第三者委員会

6. おわりに